

省エネルギー設備導入補助金（事業者向け）

補助対象者

次に掲げるいずれにも該当する者

熊本市内に事業所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当する者

- ア 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者
- イ 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項各号に掲げる中小企業団体
- ウ 医療法第39条に規定する医療法人
- エ 法人税法第2条第6号に規定する公益法人等及び第7号に規定する協同組合等

補助対象事業を実施する事業所について、次の各号のいずれかに該当するものであること。

- ア [熊本市事業所グリーン宣言登録制度](#)による登録を受けているまたは登録に向けて宣言をしている
- イ エコアクション21認証・登録制度による認証及び登録を受けている
- ウ ISO14001認証制度による認証を受けている

市税の滞納がないこと。

熊本市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者

補助対象事業

次に掲げる事項のいずれにも該当する事業。

補助対象者が既に事業活動を営んでいる市内に所在する既設の事業所において使用している設備を省エネルギー設備に更新する事業（以下この表において「更新事業」という。）であって、次に掲げるいずれかに該当するもの

ア LED照明器具

当該年度までに国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく当該設備の判断基準に適合した設備へ更新する事業。ただし、既設のLED照明器具の更新及び工事を伴わない管球のみの更新を除く。

イ 業務用エアコンディショナー、業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫又はショーケース

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づ

く当該設備の性能の向上に関する製造事業者等の判断基準（以下「トップランナー基準」という。）を満たす設備（当該年度時点の判断基準を達成しているものに限る。）に更新する事業。

補助金の交付の決定を受ける前に契約されておらず、かつ着工されたものでないこと。

補助金の交付の申込みをした年度において、2月末までに事業（代金の支払を含む。）が完了する見込みがあること。

補助事業が完了した場合は、事業完了日（設備の設置及び支払いが完了した日）から30日以内又は2026年3月6日（金）までのいずれか早い日までに実績報告を行うこと。

導入する省エネルギー設備は、次の要件を全て満たすこと。

- ア 更新前後で使用用途が同じであること。
- イ 新品（未使用品）であること。
- ウ 補助対象者が自ら所有するものであること（リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外）。

算定される補助額が20万円以上となること。

補助内容

申込受付期間

令和7年（2025年）5月12日（月）から令和7年（2025年）12月26日（金）まで

補助額

補助対象経費に3分の1を乗じた額（下限20万円、上限100万円）

※1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額

※過去に同補助金の補助金交付を受けており、かつ処分制限期間を経過していない場合又は財産処分の承認を行っていない場合は申込不可。

補助枠

予算1,500万円